

平成28年 7月13日(水) 14:00
石狩市役所5階 第2委員会室

平成28年度第1回 石狩市社会福祉審議会提出資料

保育料の改定、保育料の減免及び
幼稚園就園奨励費の終了について

石狩市保健福祉部

1 諮問の趣旨

石狩市では、現在の保育料（認定こども園の幼稚園部や子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園の保育料を含む。）及びその減免基準を見直し、平成 28 年 9 月から適用するための準備を進めています。

また、平成 29 年度より市内の私立幼稚園がすべて子ども・子育て支援新制度に移行する予定であることから、幼稚園就園奨励費については、平成 29 年度から 3 年間の経過措置を設け、平成 31 年度をもって終了します。

このため、石狩市が保育料の額、保育料の減免の基準を見直すとともに、幼稚園就園奨励費を終了するに当たり、石狩市社会福祉審議会条例第 2 条の規定に基づき、本審議会において審議をお願いするものであります。

2 保育料の改定について

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格スタートしましたが、昨今、子どもの貧困問題は大きなテーマの一つとなっています。

本市の財政状況が厳しい中で、増大する教育・保育ニーズに対応しつつ、制度を安定的に維持していくためには、公的負担と利用者負担の適正なバランスを確保する必要がありますが、経済的に厳しい状況にある子育て世帯で一番影響を受けるのは子どもであることから、低所得の子育て世帯について配慮することが重要です。

このため、保育料の改定にあたっては、国基準とのバランスも考慮しつつ、低所得階層への配慮を行うこととし、次のとおり、平成 28 年 9 月から適用する保育料の改定（案）を作成しました。

（1）保育標準時間の場合の保育料

これまで 3 歳未満の児童に係る保育標準時間の保育料は、B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯）及び C 1 階層（市町村民税均等割の額のみ世帯）については、国基準の保育料からそれぞれ 30% を軽減した額、C 2 階層（市町村民税所得割合算額 7,800 円未満）については、国基準の保育料から約 45% を軽減した額としていましたが、B 階層から C 2 階層については、それぞれ国基準の保育料の 3 分の 1 に軽減した額とします。

なお、軽減については、3 歳以上の児童についても同様です。

●表 1 保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料（案）（月額）
（C 3 階層～C 1 8 階層 略）

（単位：円）

支給認定 保護者の区分		保育標準時間				保育短時間			
階層 区分	定義	3 歳未満児		3 歳以上児		3 歳未満児		3 歳以上児	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
B	A 階層を除き、市町村民税非課税世帯	6,300 (0)	3,000 (0)	4,200 (0)	2,000 (0)	6,300 (0)	3,000 (0)	4,200 (0)	2,000 (0)
C 1	市町村民税均等割の額のみ世帯	13,700 (6,300)	6,500 (2,700)	11,600 (5,300)	5,500 (2,200)	13,400 (6,200)	6,300 (2,600)	11,400 (5,200)	5,400 (2,200)
C 2	市町村民税所得割合算額 7,800 円未満	16,600 (7,800)	10,000 (4,500)	14,000 (6,500)	9,000 (4,000)	16,300 (7,600)	9,800 (4,400)	13,700 (6,300)	8,800 (3,900)

注：下段のかつ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B 階層から C 7 階層（C 7 階層は市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合に限ります。）までに認定された場合の保育料です。

（２）保育短時間の場合の保育料

これまで同様、保育標準時間の場合の各階層区分（A 階層（生活保護世帯等）及び B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯）を除く。）の保育料から 1. 7 %を軽減した額（1 0 0 円未満の端数は切り捨て）とします。

（３）教育標準時間の場合の保育料

保育所の保育料は、国基準から 2 割程度軽減した設定となっていること、幼稚園は保育所と異なり、給食費は実費徴収であることを考慮し、石狩市の独自軽減策として、各階層区分（A 階層（生活保護世帯等）及び B 階層（A 階層を除き、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む））を除く。）の国基準の保育料からそれぞれ 5, 2 0 0 円を軽減した額としています。

しかしながら、保育標準時間及び保育短時間の場合の保育料の見直しに伴い、さらに 6 0 0 円上乘せして国基準の保育料からそれぞれ 5, 8 0 0 円を軽減した額とします。

なお、B 階層の保育料については、国基準の保育料から 1, 0 0 0 円を軽減した額とします。

●表 2 教育標準時間の場合の保育料（案）（月額）

（単位：円）

階層区分	定義	教育標準時間	
		改定前	改定後
A	生活保護世帯等	0	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	3,000 (0)	2,000 (0)
C 1	市町村民税所得割合算額 77,100 円以下	10,900 (4,900)	10,300 (4,600)
C 2	市町村民税所得割合算額 211,200 円以下	15,300	14,700
C 3	市町村民税所得割合算額 211,201 円以上	20,500	19,900

注：下段のかっこ書きの金額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他市長が認めた世帯）で、B階層及びC 1階層に認定された場合の保育料です。

3 保育料の減免について

石狩市では、上の子どもが認可外保育施設を利用、下の子どもが認可保育所等を利用するケースで、子ども・子育て支援新制度の多子軽減の対象とならない場合に、石狩市独自の事業として、平成 28 年度より保護者の方からの申請に基づき、交付金を交付しています。

これは、現在、このようなケースに対応できる減免規定がないことから、認可保育所等の保育料については、原則として保護者の方に一旦保育料をお支払いいただいています。（施設等による代理受領可）

このため、次の項目を減免基準に追加し、平成 28 年 9 月から適用することにしました。

●表 3 保育料の減免（案）

減免の対象となる者	減免の割合
次の各号の要件をすべて満たすもの (1) 児童が認可外保育施設を利用していること (2) 児童が特定教育・保育施設等を利用していること	特定教育・保育施設等を利用している小学校就学前子どもの保育料等と子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条に規定する負担額算定基準子どもに認可外保育施設を利用している小学校就学前子どもを加え、複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者の特例を用いて再計算したときの保育料等との差額。

※第2子の保育料の例（第1子（4歳）：認可外保育施設利用、第2子（2歳）：認可保育所利用、世帯の階層区分：C9階層）

平成27年度：30,000円

平成28年度（4月～8月）：30,000円（市から15,000円を交付）

平成28年度（9月～）：減免により15,000円

4 幼稚園就園奨励費の終了について

幼稚園就園奨励費とは、石狩市に住民登録している幼稚園児がいる世帯に対して、市民税の所得割額に応じて保育料を補助する制度で、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園が対象です。

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園部）の保育料は、あらかじめ幼稚園就園奨励費相当額を控除して設定していることから、幼稚園就園奨励費の対象ではありません。

平成28年4月1日現在、市内で子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園は1園のみですが、この幼稚園は平成29年度より認定こども園になる予定であり、また、札幌市においても徐々に新制度に移行する幼稚園が増えています。

このため、平成28年度において子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している満3歳の児童が卒園する年度は平成31年度であることから、平成29年度から3年間の経過措置を設け、平成31年度をもって終了します。

5 パブリックコメントで提出された意見

保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了については、広く意見を募集するため、本年6月1日（水）から6月30日（木）までの30日間、パブリックコメントを実施しました。（パブリックコメントの資料については、別添資料1「保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了に関する意見の募集（パブリックコメント）について」を参照）

（検討結果については、当日配付の別添資料2「「保育料の改定、保育料の減免及び幼稚園就園奨励費の終了について」に対する意見の検討結果」を参照）

6 今後のスケジュール

- ・平成28年 7月：本審議会からいただいた意見や答申を踏まえ、石狩市教育・保育の実施に関する規則等を改正
- ・平成28年 9月：改定後の保育料及びその減免基準を適用
- ・平成29年 4月：幼稚園就園奨励費の終了に向けて経過措置開始
- ・平成32年 3月：幼稚園就園奨励費の終了